# 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（目的および意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人北杜（以下「法人」という。）の定款第８条、第２１条及び社会福祉法人北杜評議員選任・解任委員会運営細則第５条の規定に基づき、役員、評議員及び選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。

(5) 評議員選任・解任委員とは、定款第６条に基づいて置かれる者をいう。

(6) 苦情解決処理委員とは、福祉サービス向上に関する処理規定に基づき置かれる者をいう。

(7) 報酬とは、社会福祉法第 45 条の 35 第１項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

(8) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　評議員には、定款第８条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第４条　この法人の全理事の報酬総額は、年間３，５００万円以内とする。

２　この法人の全監事の報酬総額は、年間１００万円以内とする。

３　この法人の常勤理事の報酬月額は、理事会の決議を経て理事長が定める額のとおりとする。

４　各々の常勤理事の報酬、賞与は、別表２に定める額を評議員会の承認を得て決めるものとする。

５　役員等に対する報酬は、別表「役員等の報酬及び費用弁償」に定める額とする。

（法人職員給与との併給）

第５条　この法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の日割り計算）
第６条　新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
２　常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
３　月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
４　本条第２項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（出席報酬）
第７条　非常勤役員等がそれぞれ所定の会議に出席したときは、別表１により報酬を支払うことができる。

（勤務報酬）
第８条　非常勤役員等が理事会、評議員会等の開催日以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に従事した場合には、別表２により報酬を支払うことができる。

（みなし決議による報酬）
第９条　社会福祉法第 45 条第 9 項及、定款第 13 条第 4 項及び第 26 条第 2 項の規定に基づき、理事会、評議員会等を開催することなく、理事会、評議員会等の決議があったものとみなされた場合には、別表３により報酬を支払うことができる。

（費用弁償）
第１０条　この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
２　常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程第 19 条に準ずる。
３　役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む。)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)
第１１条　常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月末日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
２　非常勤役員、評議員および評議員選任・解任委員の報酬等ならびに常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）
第１２条　報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）
第１３条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の２に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）
第１４条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）
第１５条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附　則
この規則は、平成29年4月 1 日から施行する。
この規則は、令和 2 年6月26日から施行する。
この規則は、令和 3 年6月23日から施行する。
この規則は、令和 5 年4月 1 日から施行する。
この規則は、令和 8 年6月25日から施行する。

別　表　　役員等の報酬及び費用弁償

1　会議出席報酬

| 種　　類 | 報　　酬 | 実　費　弁　償　費 |
|---|---|---|
| 理事会出席報酬　（日額）<br>（源泉所得税控除後） | 10,000円 | |
| 評議員会出席報酬　（日額）<br>（源泉所得税控除後） | 10,000円 | |
| 苦情解決処理委員　（日額）<br>（源泉所得税控除後） | 10,000円 | |
| 評議員選任・解任委員　（日額）<br>（源泉所得税控除後） | 10,000円 | |

2　業務等報酬、賞与

| 名　　称 | 報　酬 | 賞　与 | 実費弁償費 |
|---|---|---|---|
| 常勤 理事長業務報酬額等　（月額） | 500,000円 | 7月賞与報酬月額×1ヶ月<br>12月賞与報酬月額×1ヶ月 | |
| 常務理事業務報酬額等　（月額） | 300,000円 | 7月賞与報酬月額×1ヶ月<br>12月賞与報酬月額×1ヶ月 | |
| 理事及び評議員業務報酬等　（日額）<br>（源泉所得税控除後） | 10,000円 | | |
| 監事監査指導報酬等　（日額）<br>（源泉所得税控除後） | 15,000円 | | |
| 苦情解決処理委員　（日額）<br>（源泉所得税控除後） | 10,000円 | | |

4　みなし決議による報酬

| 名　　称 | 報　酬 | 実費弁償費 |
|---|---|---|
| 理事会みなし決議による報酬　（日額）<br>（源泉所得税控除後） | 5,000円 | |
| 評議員会みなし決議による報酬　（日額）<br>（源泉所得税控除後） | 5,000円 | |
| 評議員選任・解任委員会みなし決議による報酬　（日額）<br>（源泉所得税控除後） | 5,000円 | |

5　出張等に関する費用弁償

| 旅　　費 | 宿　泊　費 | 日　　当 | その他の費用 |
|---|---|---|---|
| 実　費 | 17,000円 | 10,000円 | 実　費 |
| | 指定の場合は指定宿泊費 | | |

# 役員等の退職慰労金規程

（目的および意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人北杜（以下「法人」という。）の定款第８条、第２１条及び社会福祉法人北杜評議員選任・解任委員会運営細則第５条の規定に基づき、役員、評議員及び選任・解任委員（以下「役員等」という。）の退職慰労金に関する事項について定める。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。

(5) 評議員選任・解任委員とは、定款第６条に基づいて置かれる者をいう。

（退職慰労金）

第３条　役員等が退任した場合には、別表に定める基準に基づき退職慰労金を支給する。ただし、役員等のうち職員として退職共済制度に加入している者については、退職慰労金の支給対象から除くものとする。

２　退職慰労金の上限は1,500万円とする。

３　役員等が在任中に複数の役職を歴任した場合における退職慰労金は、各役職ごとに算定した額を重複して支給しないものとし、当該役員等に最も有利となる基準により算定した額をもって支給額とする。

４　退職慰労金の支給にあたっては、支給額及び支給の可否について理事会で議決し、その後最初に開催される評議員会に報告する。

（在任年数の計算）

第４条　退職慰労金の算定の基礎となる在任年数の計算は、役員等となった日の属する月から退任した日の属する月までの年数とする。

２　在任期間に１年未満の端数がある場合には、その端数は１年に切り上げるものとする。

３　役員等としての在任期間のうち、職員として退職共済制度に加入している期間は、退職慰労金の算定の基礎となる在任年数に含めないものとする。ただし、当該制度から脱退した日の翌日以後の役員等としての在任期間については、この限りでない。

（減額又は不支給）

第５条　退任した役員等のうち、在任中に法人に重大な損害を与えた者には、退職慰労金を減額し、又は不支給とすることができる。

２　解任された役員等については、その理由を勘案し、理事会の決議により退職慰労金の全部又は一部を支給しないことができる。

3　法人の財務運営に支障をきたす恐れがある場合には、退職慰労金を減額し、又は不支給とすることができる。
4　第１項から第３項の規定による措置は、いずれも理事会の議決により決定し、決定後最初に開催される評議員会に報告する。

（死亡したときの取扱い）
第６条　役員等が死亡したときは、退職慰労金はその遺族に支給する。
2　遺族は、配偶者を第１順位とし、配偶者がいない場合は、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とするものとし、同順位の遺族が２人以上あるときは、その代表者に支給するものとする。

（生命保険契約の締結）
第７条　法人は、退職慰労金の資金を確保するため、生命保険会社と役員等を被保険者とする生命保険契約を締結することができる。
2　生命保険契約の保険料は、法人が全額支払う。

（改廃）
第８条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）
第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附　則。
この規程は、令和 8 年 6 月 25 日から施行する。

別　表

役員等の退職慰労金

1　常勤役員の退職慰労金算定式

| 最終報酬月額　×　在任年数　×　係数 | | |
|---|---|---|
| 理事長 | 係数　2．0 | 上限額　1，５００万円 |
| 常務理事 | 係数　1．5 | |
| その他の役員 | 係数　1．0 | |

2　常勤役員以外の退職慰労金算定式

| | | |
|---|---|---|
| 非常勤役員 | ２万円×在任年数 | 上限額　２０万円 |
| 評議員 | １万円×在任年数 | 上限額　１０万円 |
| 評議員選任・解任委員 | ５千円×在任年数 | 上限額　５万円 |